

那須塩原市農業委員会

第 2 1 回総会議事録

平成 3 1 年 3 月 2 5 日(月)

那須塩原市役所

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：平成31年3月25日(月) 午後1時30分～ 午後2時26分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

3. 出席委員：19名

会長	15	君島 良一	委員	11	藤田 一郎
会長職務代理者	3	加藤 拓央	〃	12	渡邊 透
委員	1	松本 忠太	〃	13	人見 二三夫
〃	2	島田 晴子	〃	14	大田原 重夫
〃	4	三本木 直人	〃	16	大根田 昇
〃	5	藤田 利男	〃	17	稲垣 政一
〃	6	辻野 京子	〃	18	木村 孝子
〃	7	竹村 文祥	〃	19	室井 孝美
〃	8	益子 丈弘	〃	20	石崎 清
〃	9	伊藤 順久			

4. 欠席委員：1名（10番 金田廣衛 委員）

5. 議事録署名人の指名：1番 松本忠太 委員、2番 島田晴子 委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 非農地証明願いについて
- 4) 議案第4号 農地法の運用について第3-1-(3)-ウの規定による再生困難な農地の非農地判断について
- 5) 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格証明願いについて
- 6) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 8) 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の事前協議に対する意見について

7. 出席事務局職員

事務局長	久留生 利美	農政係主査	大久保 篤
局長補佐兼農政係長	金子 嘉		
農地係長	新巻 昭美		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

久留生事務局長 会議の前に、議案の追加・訂正についてお願いをいたします。
議案の追加をお願いする「次第」でございます。
議案第5号に追加となる議案でございます。
議案の訂正につきましては、本日配布いたしました一覧表
『那須塩原市農業委員会第21回総会議案書の訂正』
のとおりでございます。

久留生事務局長 君島良一 会長 それでは、那須塩原市農業委員会第21回総会の開会に先立ち、会長からご挨拶を頂きます。
《挨拶》

久留生事務局長 ありがとうございます。
総会の議長につきましては、那須塩原市農業委員会総会規則第5条の規定に従いまして、会長が務めることとなります。
よろしくお願ひいたします。
《開会のブザー》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第21回総会を開会いたします。
本日は、金田廣衛委員より欠席する旨の届け出がございました。
在任委員20名、出席委員は19名、過半数となりますので総会が成立していることを報告いたします。
次に「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。
総会規則に基づき議長が指名することをご異議はございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、議席番号1番松本忠太委員と議席番号2番島田晴子委員を指名いたします。
それでは議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番について、伊藤順久委員の報告を求めます。

伊藤順久 委員 議案第1号、番号1番について調査結果を報告します。
農地に賃借権を設定する申請です。
貸手人・借手人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。
調査は、3月11日、午前11時30分頃申請地で申請人から行いました。
申請地は 那須地区消防本部黒磯消防署から北西に約100メートルに位置しています。
賃借する理由としては 貸手人が高齢となり同じ地区内の借手人が以前から耕作していたこともあり、今後も借手人に耕作をお願いしたいという思いから今回の申請に至りました。
借手人の経営状況は、水稻1ヘクタール、ほうれん草・トマト・ブロッコリーなどの野菜2ヘクタールを夫婦で耕作しております。
申請地では、引き続きほうれん草を作付する予定です。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることは確実です。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、伊藤順久委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。

番号2番について、石崎清委員の報告を求めます。

石崎清 委員 議案第1号、番号2番について、調査結果を報告します。

農地に賃借権を設定する申請です。

貸手人・借手人・地番・地目・面積は、議案書記載のとおりです。

調査は3月10日、午後2時20分頃、申請地・申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、黒磯文化会館から北へ300メートルに位置しています。

賃借する理由としては、今回3条の申請があった農地は、農業公社の基盤法で貸し借りをしていたところですが、期間満了による更新手続きの際、都市計画法上の用途区域内の農地であったことが判明しました。基盤法では農振地内の農地しか貸し借りをしていないため、引き続き基盤法での賃借が出来なくなってしまったところです。そのため農地法3条での賃借を希望されたことから今回の申請にいたしました。高齢で農作業ができないため、今まで作付していた借手人に貸すということです。

借手人の経営状況は、家族3人で水稲550アール、牧草地1ヘクタール、野菜57アールを作付しています。

申請地では、稲作の作付を予定しています。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。

また、農地法第3条第2項の各号に該当しないことも確認いたしました。

番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については、許可することに決しました。

番号3番の調査報告の前に、譲受人である法人が農地所有適格法人として適格であるか、事務局の確認報告を求めます。

事務局 それでは議案書3ページをご覧ください。初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。譲受人は平成15年12月に設立された有限会社でございます。定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。

次に事業内容要件でございますが、事業目的の欄をご覧ください。当該法人は売上高の全が農業売上であることから、農業売上が売上高の過半とする要件を満たしております。続いて社

員(構成員)要件の欄でございます。定款及び法人登記簿より法人の行う農業への常時従事者が議決権の全てを保有していると認められますので議決権要件を満たしております。最後に業務執行役員要件の欄でございます。業務執行役員の全員が年間150日以上農業の常時従事者であり、直接農作業に従事しておりますので役員要件も満たされております。以上のことから番号3番の譲受人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てをみたしていると確認いたしましたのでご報告いたします。

議長 適格性の確認報告が終わりました。

番号3番について、益子丈弘委員の報告を求めます。

益子丈弘 委員 議案第1号、番号3番について調査結果を報告します。

農地を売買する申請です。

譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は、議案書記載のとおりです。

調査は3月18日、午後4時頃、申請地で代理人から行いました。

申請地は、野間公民館より南東に約800メートルに位置しています。

売買する理由としては、譲渡人が体が不自由で農作業が困難であり、今後を考えたときに地域内で意欲的に経営している譲受人に託すのが最善と考え、今回の申請に至りました。

譲受人の経営状況は、酪農業を中心に多角的に農業を意欲的に経営しています。乳牛450頭、トラクター7台、ロータリー4台、ミキサ2台所有しております。

申請地では牧草の作付を予定しております。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号3番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、益子丈弘委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については、許可することに決しました。

番号4番について、竹村文祥委員の報告を求めます。

竹村文祥 委員 議案第1号、番号4番について調査結果を報告します。

農地に賃借権を設定する申請です。

貸手人・借手人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。

調査は3月18日、午後6時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立西那須野中学校より南西に約800メートルに位置しています。

賃借する理由としては、今まで農業公社の基盤法での賃借でしたが、都市計画法上の用途地域内の農地と判明しました。基盤法での賃借の対象外のため、今後は農地法第3条での賃借を希望し、今回の申請となりました。

借手人の経営状況は、トラクター3台、コンバイン1台、田植え機1台、水稻25ヘクタールの作付をしています。

申請地では、水稻の作付けを予定しています。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることは確実です。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
番号4番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号4番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については、許可することに決しました。

番号5番について、木村孝子委員の報告を求めます。

木村孝子 委員 議案第1号、番号5番について、調査結果を報告します。

農地を贈与する申請です。

譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。

調査は3月10日、午前9時45分頃、申請地・申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、下大貫公民館より西へ約1キロメートルに位置しています。

贈与する理由としては、譲渡人の親が結婚するとき、実家から土地を贈与されて行きましたが、親が死亡した後譲渡人に相続されましたが、農地も遠く管理ができないので、親の実家である譲受人に贈与することにしました。

譲受人の経営状況は、3ヘクタール超の耕作をする農家で、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台を所有し水稻を中心に耕作しています。

申請地では、水稻の作付を予定しています。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号5番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告をおわります。

議長 報告が終わりました。

番号5番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木村孝子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については、許可することに決しました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番について、竹村文祥委員の報告を求めます。

竹村文祥 委員 議案第2号、番号1番について調査班を代表して報告します。

売買により申請地で宅地分譲するための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR那須塩原駅より北へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、3月19日、午前9時30分頃に行いました。

申請地は、都市計画法上の第1種低層住居専用地域内にあるので、第3種農地区分となり、許

可の対象となります。

申請に至った経緯は、申請者は全国規模で展開するハウスメーカーであり、駅前の分譲地も在庫が少なくなってきており、土地購入希望の多い駅前の地区で周辺の住居環境の整っているため、ここしかないと考え申請に至りました。

事業計画は、14区画の宅地を分譲する内容となっています。

上・下水道は市の施設を利用し、雨水は区画整理地内の道路側溝に放流します。

周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議案第2号、番号2番について調査班を代表して報告します。

賃借により申請地に既存敷地拡張するための申請です。

貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、県立黒磯高等学校より北西へ250メートルに位置しています。

現地調査は、3月19日、午前9時15分頃に行いました。

申請地は、都市計画法上の近隣商業地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。

申請に至った経緯は、賃借人の病院増設に伴い利用する患者が増加し、現在の駐車場では手狭になり拡張を計画しました。

事業計画は、申請地に21台分の駐車場を整備する内容となっています。

給排水の利用はなく、雨水は既存敷地内の雨水浸透処理施設にて処理します。

周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。

次に、番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番及び4番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太 委員 議案第2号、番号3番について調査班を代表して報告します。

売買により申請地に建売住宅を建築するための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、西那須野塩原インターチェンジより東へ約700メートルに位置しています。

現地調査は、3月20日、午前9時30分頃に行いました。

申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。

農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当しません。

申請に至った経緯は、申請人が昭和60年に相続する前から、申請地を資材置場として利用していましたが、今回売買するにあたり農地であることが判明した次第です。今後は違反することのないよう十分注意しますとする始末書が添付されています。

事業計画は、申請地に2棟の建売住宅を建築する内容です。

上水道は市の施設を利用し、汚水は合併処理浄化槽にて処理します。雨水は敷地内にて地下浸透処理します。

周囲にフェンス等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議案第2号、番号4番について調査班を代表して報告します。

売買により申請地に建売住宅を建築するための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、西那須野塩原インターチェンジより東へ約700メートルに位置しています。

現地調査は、3月20日、午前9時30分頃に行いました。

申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。

農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当しません。

申請に至った経緯は、申請人が昭和60年に相続する前から、申請地を資材置場として利用していましたが、今回売買するにあたり農地であることが判明した次第です。今後は違反することのないよう十分注意しますとする始末書が添付されています。

事業計画は、申請地に2棟の建売住宅を建築する内容です。

上水道は市の施設を利用し、汚水は合併処理浄化槽にて処理します。雨水は敷地内にて地下浸透処理します。

周囲にフェンス等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず番号3番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については、許可することに決しました。

次に、番号4番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については、許可することに決しました。

番号5番について、大田原重夫委員の報告を求めます。

大田原重夫 委員

議案第2号、番号5番について調査班を代表して報告します。

売買により申請地に貸駐車場を整備するための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、西那須野塩原インターより南西に約800メートルに位置しています。

現地調査は、3月20日、午前9時45分頃に行いました。

申請地は、都市計画法上の準工業地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。

申請に至った経緯は、現在自動車販売及び修理会社を営んでおりますが、トラック、レッカーの販売、修理作業の敷地が狭く大型駐車場を探していたところ、第3種農地で準工業地域にあたるこの土地を譲渡して下さるということで申請に至りました。

事業計画は、申請地に大型車43台分の貸駐車場を整備する内容となっております。

給排水の利用はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

土羽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号5番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については、許可することに決しました。

番号6番について、藤田利男委員の報告を求めます。

藤田利男 委員

議案第2号、番号6番について調査班を代表して報告します。

売買により申請地に一般住宅、倉庫を建築し駐車場を整備するための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、三島体育センターより北西に約600メートルに位置しています。

現地調査は、3月20日、午前10時10分頃に行いました。

申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅やその他申請に係る農地の周辺の地域において居住するものの業務上必要な施設の建築は不許可の例外に該当します。

申請に至った経緯は、申請者は現在家族3人で借家住まいをしており、手狭になってきたため今後高齢になっていく両親の居住地の近くに住居建築を計画しました。また合わせて同じ敷地内に貸倉庫、貸駐車場を建築し、自分自身が役員として勤める養豚食肉販売会社に貸す計画をしております。

事業計画は、申請地に一般住宅と倉庫を建築し、自家用2台、社員用17台、大型車2台

分の駐車場を整備する内容をなっています。

上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内の雨水浸透処理施設を設置し処理します。

L型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号6番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田利男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

次に、議案第3号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番について、竹村文祥委員の報告を求めます。

竹村文祥 委員

議案第3号、番号1番について調査班を代表して報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。

願い出地は、鳥の目オートキャンプ場より北へ約500メートルに位置しています。

現地調査は、3月19日、午前11時50分頃に行いました。

願い出地の現況は山林となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、空中写真が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願いは証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村文祥委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

番号2番について、稲垣政一委員の報告を求めます。

稲垣政一 委員

議案第3号、番号2番について調査班を代表して報告します。非農地証明の願い出です。

願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市立横林小学校より東へ約700メートルに位置しています。

現地調査は、3月20日、午前9時20分頃に行いました。

願い出地の現況は山林となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、空中写真が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願いは証明相当として委員各位のご審議

をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、稲垣政一委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については 証明することに決しました。

番号3番及び4番について、島田晴子委員 の報告を求めます。

島田晴子 委員 議案第3号、番号3番について調査班を代表して報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。

願い出地は、JR那須塩原駅より南に約800メートルに位置しています。

現地調査は、3月19日、午前9時50分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋全部事項証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議案第3号、番号4番について調査班を代表して報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市立青木小学校より南東に約500メートルに位置しています。

現地調査は、3月19日、午前11時5分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋全部事項証明書と空中写真が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号3番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田晴子委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については証明することに決しました。

次に、番号4番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田晴子委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については 証明することに決しました。

番号5番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第3号、番号5番については、3月22日に那須農業振興事務所からの意見回答がありましたが、さらに検討が必要との判断から、今後運営委員会に諮りながら、現地調査班に確認していただき、総会案件として上程します。以上のことから引き続き継続審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号5番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局の報告について、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については、事務局報告のとおりとします。

次に、議案第4号「農地法の運用について 第3の1の(3)のウの規程による再生困難な農地の非農地判断について」を議題といたします。

調査報告の前に、非農地判断制度について 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号につきましてご説明いたします。

遊休農地に関する措置は、農水省の局長通知『農地法の運用について』におきまして、「必ず講じなければならない」とされており、さらに「利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地があった場合は、農業委員会で調査を行い、「農地」に該当しない旨の判断を行うこと」とされています。

再生困難な農地とする場合の判断は栃木県「非農地証明交付要領」に基づき行い、基準に該当するものは農地台帳から外すこととされています。

その基準でございますが、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合の二つでございます。

議案書10ページの3件につきましては、3月4日に開催されました第9回農業振興対策調査研究委員会におきまして基準に該当するかをご審議いただき、再生困難な農地として本総会へ上程することとなったものでございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

番号1番から3番について、室井孝美委員の報告を求めます。

室井孝美 委員 議案第4号、番号1番について調査班を代表して報告します。

農地法第30条第1項に基づく利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地があった場合は、農業委員会の総会の議決により「農地」に該当しない旨の判断を行うとされていることから非農地判断を行うものです。

対象地の所在・地目・面積・所有者は議案書記載のとおりです。

対象地は 那須塩原市立高林小学校より北西へ約700メートルに位置しています。

現地調査は、3月19日、午前10時20分頃に行いました。

現地を確認した結果、対象地は背丈を超える木・篠が生い茂っており、土地の形状及び立地状況からみて、農地として利用するための条件整備が著しく困難な状況であり、農地として復元しても継続して利用することができないと認められることから、農地法第2条第1項に規定す

る農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、対象地は非農地相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議案第4号、番号2番、3番について隣接しているため、一括で調査班を代表して報告します。

農地法第30条第1項に基づく利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地があった場合は、農業委員会の総会の議決により「農地」に該当しない旨の判断を行うとされていることから非農地判断を行うものです。

対象地の所在・地目・面積・所有者は議案書記載のとおりです。

対象地は 那須塩原市立高林小学校より北西へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は3月19日、午前10時30分頃に行いました。

現地を確認した結果、対象地は 山林の様相を呈しており、土地の形状及び立地状況からみて、農地として利用するための条件整備が著しく困難な状況であり、農地として復元しても継続して利用することができないと認められることから、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、対象地は非農地相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番から3番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、室井孝美委員の報告は非農地相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番から3番については、非農地とすることに決しました。

次に議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格証明願いについて」を議題といたします。

調査報告の前に、納税猶予制度について事務局の説明を求めます。

事務局 相続税の納税猶予制度について、概要をご説明いたします。

この制度は、農業を営んでいた人からの相続によって農地を取得し、その農地で自ら農業を営む場合に、一定の要件を満たすことで相続税の納税が猶予されるものです。

納税猶予を受けるには、相続発生後10か月以内に相続税の期限内申告書を税務署に提出します。

申告書には、法で規定する要件の全てを満たしているとする、農業委員会が交付する証明書の添付が必要となります。

法の定める要件は、議案書記載のとおりでございます。

議案書記載の要件を読み上げます。

まず、被相続人の要件として、①死亡の日まで農業を営んでいた個人。

続いて、相続人の要件として、②相続税の申告期限までに、相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められるもの。

最後に、対象となる土地の要件として、③農業を営んでいた被相続人から、相続または遺贈により取得した農地等で、相続税の申告書の提出期限までに遺産分割協議により分割されているものでございます。

以上の要件に該当し、かつ期限内申告書に納税猶予の特例を受けようとする旨の記載があるものとなります。

なお、死亡の日まで農業を営んでいた個人については、死亡の日まで農業を営んでいない場合であっても過去に農業を営んでいた実績があり被相続人が農業者年金基金法の経営移譲年金受給のために相続開始前に、後継者に農地等の権利設定等をしている場合は農業を営んでいるものとして取り扱うこととなっております。

制度の概要につきましては以上でございます。

議長 説明が終わりました。

番号1番について、大根田昇委員の報告を求めます。

大根田昇 委員 議案第5号、番号1番について調査結果を報告します。

相続税の納税猶予の特例の適用を受ける資格があるかどうかの申請です。

被相続人及び相続人の氏名、土地の所在、地目、面積は議案書記載のとおりです。

申請地は、三島町民ホールから東へ約400メートルの所に位置しています。

調査は3月11日、午後2時55分頃に相続人宅で行いました。

相続税の納税猶予の特例を受けるにあたっての要件があるので、それを報告します。

被相続人の要件として、死亡の日まで農業を営んでいた個人、ただし、死亡の日まで農業を営んでいない場合でも、過去に農業を営んでいた実績があり、被相続人が農業者年金基金法の経営移譲年金受給のために相続開始前に後継者に農地等の権利設定等をしている場合には農業を営んでいるものとして取り扱う、について、被相続人が農業者年金基金法の経営移譲年金受給のために相続開始前に後継者に農地等の権利設定等をしていることを調査及び申請書類により確認しました。

相続人の要件として、「相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うこと」について、被相続人の死亡日は平成30年8月19日であり、相続税の申告書の提出期限は、10か月後の2019年6月18日です。相続人は平成31年4月1日から農業経営を開始する予定であり、また、今後も引き続き農業に従事することは確実と思われま

す。
対象となる土地の要件として、農業を営んでいた被相続人から相続または遺贈により取得した農地等で、相続税の申告書の提出期限までに遺産分割協議により分割されているものについても、調査及び申請書類から、要件を満たしていることを確認しました。

以上のように、要件をすべて満たしていることから、相続税納税猶予の適格者として証明相当と判断いたします。

委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大根田昇委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1号については証明することに決しました。

次に議案第6号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規程による農用地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について」を議題といたします。

番号1番について、室井孝美委員の報告を求めます。

室井孝美 委員 議案第6号、番号1番について調査班を代表して報告します。
農地の売払いについて、あっせんの申出があったことから、申出地を認定農業者等の効率的・安定的な農業経営を行うものへ集積させるため、農業公社等の農地利用集積円滑化団体が、一時的に申出地を保有する必要があるかどうか確認するものです。
申出人・あっせんを申し出た土地の所在・地目・面積は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より北へ約2キロメートルに位置しています。
現地調査は3月19日、午前11時35分頃に行いました。
申請に至った経緯は、申請人は体調が悪く農業ができないため今回の申請に至りました。
現地を確認した結果、申出地は認定農業者に集積させることが望ましい農地であり、円滑化団体による買入が必要であると判断しました。
地元調査員・調査班ともに円滑化団体による優先買入協議は必要であると認め、市長通知は要請相当として、委員各位のご審議をお願いし報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号1番について 質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、室井孝美委員の報告は要請相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については通知を要請することに決しました。
次に議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号についてご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て、市長が定めるとなっていることから協議があったものです。
議案書13ページから27ページが「利用権設定関係」の案件で60件、合計面積は596,522平方メートルとなります。
この内、26ページから27ページの2件が中間管理事業の対象となります。
続いて28ページが「所有権移転関係」の案件で3件、面積は64,895平方メートルとなります。
調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしていることから、市長への回答は決定として問題はないと思われま

議長 説明が終わりました。
このことについて質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なしの声多数と認め、議案第7号は、事務局提案のとおり決定することに決しました。
次に議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規程により、市が作

成する農用地利用配分計画案の事前協議に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号についてご説明いたします。

議案書は29ページとなります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成されます、農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規程により農業委員会の意見を求められたものです。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から、報告書の提出をいただきましたが、対象の2件、59,199平方メートルにつきましては同法第18条第4項に規定された、計画認可要件を満たしていることから、計画案は妥当とする意見として、問題はないと思われれます。

議長 説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第8号の計画案は妥当として、市長へ回答いたします。

以上で全ての議案が終了いたしました。

慎重審議いただき、ありがとうございました。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第21回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

1 番

2 番
